令和7年度 和賀中央農業水利事業

村崎野幹線用水路(その3)工事

特別仕様書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

#### 第1章 総則

和賀中央農業水利事業 村崎野幹線用水路(その3)工事(以下「本工事」という。) の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕 様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

#### 第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、和賀中央土地改良事業計画に基づき、村崎野幹線用水路を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県北上市藤沢地内他

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 施工延長 L=1,389.16m

施工始点 測点 No. 65+13. 35

施工終点 測点 No. 135+2.51

- (2) 主要工事内訳
  - 1) 開渠工 水路補修工 L=1,039.54 m 水路補強工 L=349.62 m
  - 2)付帯工1式3)仮設工1式
- 4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内工事(試験施工含む)は、非かんがい期の9月6日以降でなければ着手できない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等84日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている236日間よりも短い期間を 工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-2と併せて、休日を確 保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出 しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置 等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行 うものとする。

全体工期:契約締結の日から令和8年2月27日(工事完了期限日)まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

#### 4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書 1 - 1 - 10 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

## 第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び礫質土を想定している。

#### 2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

(1) 村崎野幹線用水路他ゲート設備製作据付工事

(施工期間:令和7年7月~令和8年2月予定)

(2) 下堰幹線用水路(その11) 工事

(施工期間:令和7年7月~令和8年2月予定)

#### 3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

#### (2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育 責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘 導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所 (別図-1)	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A 地点 (農道 2118 号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員 B
B 地点 (農道 2118 号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員 B
C 地点 (北上市道 2123001 号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員 B

配置場所(別図-1)	交通誘導警備員	昼夜別	備考
D 地点 (北上市道 2123001 号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員 B

## (3) 交通対策

工事用資材等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事 故防止に努めなければならない。

#### (4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

## 4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書1-1-44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

#### 5. 安全对策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書1-1-36 及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架 空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

#### 6. 既設構造物

工事着手前に既設構造物の状況について調査・写真記録を行い、監督職員へ報告しなければならない。

## 第5章 指定仮設

#### 1. 工事用道路

農道2118号線、北上市道2123001号線を利用することとし、図面に基づき敷鉄板等を設置 しなければならない。また、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管 理を行わなければならない。

なお、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合又は拡幅若しくは 隅切りが必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 2. 土取場、建設発生土受入地、現場発生材受入地

#### (1) 土取場

土取場は位置図に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。

なお、土取場は変更する場合がある。

名 称	地 先 名	採取予定量	摘 要
土取場	岩手県北上市和賀町藤根6地割	477 m 3	仮設盛土等

## (2) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は位置図に示す箇所とし、その名称及び搬入予定量は次のとおりである。

なお、建設発生土受入地は変更する場合がある。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
建設発生土受入地	岩手県北上市和賀町横川目8地割	6 m3	粘性土
(基政先生工文八地 	岩手県北上市和賀町藤根6地割	477 m 3	山砂

#### (3) 現場発生材受入地

現場発生材受入地は位置図に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。 なお、現場発生材受入地は変更する場合がある。

名 称	地 先 名	摘 要
現場発生材受入地	岩手県北上市鍛冶町1丁目11-58	鋼材等

#### 3. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

なお、以下の排水場所、排水量で施工が困難な場合は監督職員と協議するものとする。 測点 No. 2+9.477: Qmax=120~450m3/hr 未満 (常時排水)

#### 4. 仮締切工

測点 No. 2+9.447 左岸側から山地排水があるため、水替工を行う期間、流入部に大型土のうを2袋設置する。

#### 5. 除雪

除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況(積雪深、除雪範囲、除雪方法等)を監督職員に報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

#### 6. 雪寒仮囲い工

底版コンクリート打設及び表面被覆工の施工に当たり、降雪が生じた場合は雪寒仮囲い工 を設置するものとする。なお、当初は費用を計上していないが、設置が必要となった場合 は、必要に応じて設計変更の対象とする。

### 第6章 工事用地等

1. 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)及び使用開始日は、別図-2 工事用地図に示すとおりである。

## 2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の 上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」 に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

(5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内 に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を 得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法(平成 30 年 5 月 30 日公布)に基づき国に登録された 民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JIS マーク表示認証工場)で の製造品とする。

(1) 砕石類

再生クラッシャーラン RC-40

(2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G3112 SD295

(3) コンクリート二次製品(鉄筋コンクリート大型フリューム)

規格	備考
B1,700×H1,200	Ⅲ種配筋

※側壁ウィープホール設置予定箇所に使用する二次製品水路は、ウィープホール設置用 (φ150 mm) の穴付きの製品を使用すること。

(4) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートによる標準品とし、配合諸元は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm2)	スランフ <sup>°</sup> (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比W/C(%)	セメントの 種類による 記号	摘要
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	ВВ	増厚コンクリート 防草コンクリート
無筋 コンクリート	18	8	40	65以下	ВВ	基礎コンクリート
無筋 コンクリート	18	18	25	65以下	ВВ	充填コンクリート 摺付コンクリート
鉄筋 コンクリート	21	12	25	55以下	ВВ	嵩上げコンクリー ト

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

## (5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、 任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

## (6) 表面被覆材 (無機系被覆材)

本工事で使用する表面被覆材は、下表の品質規格を満足する材料を使用するものとする。

	試験方法等	規格値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ5mm以下(中性化速度 係数 18 mm/√年以下)	
	JSCE-K 561		る付着強度
	水中条件における養生条件:供	標準条件	
	試体作成後、温度 20±2℃、相   対湿度 60±10%で7日間気中養	多湿条件	1.5N/mm2以上
付着強度試験	対極度 60 - 10% (7 日間	低温条件	
		水中条件	
		乾湿繰返し条件	1.0N/mm2以上
		温冷繰返し条件	
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	圧縮強度 21.0N/m	m2以上
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生 条件:温度 23±2℃、湿度 50± 5%	2日間養生後に脱型した長さを基 長とし、材齢28日の長さ変化率が 0.05%以下	
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さ の比が無機系:1.5以下 HPFRCC:2.5以下	
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件:凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上	

## (7) 断面修復材

本工事で使用する断面修復材は、下表の品質規格を満足する材料を使用するものとする。

	試験方法等	規格値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ5mm以下(中性化液 係数 18 mm/√年以下)	
	JSCE-K 561	各試験条件におけ	ける付着強度
	水中条件における養生条件:供	標準条件	
	試体作成後、温度 20±2℃、相		1.5N/mm 2以上
付着強度試験	対湿度 60±10%で7日間気中養 生後、脱型して水中養生を行	低温条件	
	う。	水中条件	
	乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイ		1.0N/mm 2以上
	クル	温冷繰返し条件	
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	圧縮強度 21.0N/m	m 2以上
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生 条件:温度 23±2℃、湿度 50± 5%	2日間養生後に脱型した長さを基 長とし、材齢28日の長さ変化率が 0.05%以下	

試験方法等		規格値	
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さ の比が 1.5 以下	
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件:凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上	

## (8) 目地補修用充填材

	試験方法等		
促進耐候性試験	JSCE-K 511 試験条件: キセノンアークランプ式 1000 時間又はサン シャインカーボンアク灯式 600 時間	膨れ、ひび割れ、剥が れがないこと	
	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験 被着体:モルタル	各試験条件における最 大荷重時伸び率	
付着強度試験	標準条件: JIS A 1439 の 5.20 に定める養生を行う。	標準条件	100%以上
	水中条件: JIS A 1439 の 5.20 の養生後に 23℃の水中に 28 日間浸漬を行う。	水中条件	60%以上
	低温条件: JIS A 1439 の 5.20 に規定する 試験体制作後に5℃で28 日間養生を行う。	低温条件	100%以上
止水性試験	目地充填工法の止水性試験方法(案) (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間3分)	漏水が認め と	られないこ
伸縮追従性試験	JIS A 1439 5.17 耐久性試験における目 地幅の拡大・縮小 被着体:モルタル 試験条件:変形率±20%で拡大縮小 試験回数:3650 回	_	の8による・破断のな
重量変化率試験	水中浸漬前後での重量増加の確認 試験体: JIS K 6251のダンベル 2 号試験体 試験体の養生: JIS A 1439 5.20 の養生 後、吸水前の重量を測定し、その後、23℃ の水中に 28 日間浸漬した後の重量を測定す る。	吸水率 10%以下	
引張接着性試験	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験 被着体:モルタル	50% モ ジ 0.2N/mm 2じ	ュ ラ ス が J上

## (9) 柵類

種類	支柱間隔 (mm)	支柱寸法 (mm)	摘要
転落防止柵標準型 コンクリートブロック建込型	3000	$\phi$ 60. 5×3. 2×1100	
転落防止柵標準型 アンカーボルト固定型	3000	$\phi$ 60. 5×3. 2×1100	

## 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
シール材	カタログ、試験成績書
バックアップ材	カタログ
目地材	カタログ、試験成績書
ウィープホール	カタログ、製品性能表
プライマー	カタログ、試験成績書
無機系被覆材	カタログ、配合報告書、試験成績書
溶接金網	品質証明書
砕石類	試験成績表、粒度分析表
鉄筋コンクリート大型フリューム	試験成績書、管割図
階段ブロック	カタログ、試験成績書
土のう袋	カタログ、性能証明書
ステップ	カタログ、試験成績書
安全ロープ (うき、取付金具含む)	カタログ
エラスチックフィラー	カタログ、試験成績書
ゲート	製作図
転落防止柵 (格子フェンス)	カタログ、試験成績書、割付図
アンカーブロック	カタログ、試験成績書
土木シート (安定シート)	カタログ・試験成績書

## 3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備考
表面被覆材 (無機系)	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認
目地充填材	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認
鉄筋コンクリート大型 フリューム	外観、寸法等	1 個抽出

## 4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	t=22mm	金ケ崎町
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40	北上市

#### 第9章 施工

- 1. 一般事項
- (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

- (2) 検測又は確認 (施工段階確認)
  - 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
  - 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求め た場合、これに応じなければならない。

	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認	備考
共通	砕石基礎 増厚コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
工事	仮設道路	幅、長さ等	設置完了時点で1箇所		
水路工事	鉄筋コンクリート 大型フリューム水路	基準高	初期施工段階で1箇所		
水路	下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所 (左右側壁の2点)		
補修工事	表面被覆工 (無機系)	外観、付着強度、 被覆厚さ	初期施工段階で1箇所 (左右側壁の2点)		

<sup>※</sup>遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

#### 2. 再生資源等の利用

(1) 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	階段工

#### 3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場で利用することが困難な場合は、 次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するも のとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	(株)スパット北上	北上市稲瀬町 上台648	8時~17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック (土木シート等)	(株)北日本環境保全	北上市上鬼柳 3-64-1	8時~17時	再資源化 施設業者

#### 4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工	工程	作業内容	分別解体等の方法
程	①仮設	仮設工事	□手作業
ر ح		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
0	②土工	土工事	□手作業
作		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
業	③基礎	基礎工事	□手作業
内		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
容	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
及		■有  □無	■手作業・機械作業の併用
び	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
解		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
体	⑥その他	その他の工事	□手作業
方		□有  ■無	□手作業・機械作業の併用
法			

## 5. 構造物撤去工

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告の上、撤去するものとする。

#### 6. 土工

#### (1) 掘削及び床掘

- 1) 掘削及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て、建設発生土受入地へ 搬出しなければならない。
- 2) 埋戻及び盛土に流用するため、一時仮置きした掘削及び床堀土は、雑物混入防止、流亡防止等がないよう、適正に管理しなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

#### (2) 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

#### 7. 水路補修工

#### (1) 準備工

- 1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分することとする。なお、処分費用については実績により変更するため、数量等を監督職員へ報告するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。

また、施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

#### (2) 試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗(凹凸)量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

#### 1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出の上、承諾を得なければならない。

#### 2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

. L . 1	<b>農田 大田 大田 大田 かいかい かいかい</b>	+
70 45		事前に監督職員と協議するものとする。
'T 40'	11/11目. < 10月1日. // (云 / / ) 計加 (こ / / / ) し ( よ 、	

項目	下地処理	下地処理後	
44.日	上地火炬	不陸(凹凸)調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所1地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁1箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	$0.3 \mathrm{m} \times 0.3 \mathrm{m}$	3個
調査方法	1箇所毎に噴射 圧力を3ケース 調査	測線間隔 6 cm格子 毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎に、 左右側壁の全2箇所につ いて、それぞれ3個の単 軸引張試験
試験の規格値	_	_	側壁:個々の値が1.0 N/mm2以上

#### (3) 下地処理工

- 1) 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、 剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻に ついては集積し適正な処理を行うものとする。
- 2) 標準洗浄圧は14.7MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第10章2.(1)1)③品質管理に示す付着強度を満足する水圧を確認し監督職員に報告しなければならない。

## (4) 表面被覆工 (無機系)

1)表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。 プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。 なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

#### 2) 不陸調整

不陸(凹凸)の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

### 3)被覆工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布する ものとする。 以上の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打 継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部 の養生を行わなければならない。

#### 4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

#### 5)養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう、必要 に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ 運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止し なければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6)表面被覆材の材料使用量確認について

表面被覆材の設計量については、施工厚5mmを計上している。本章7(2). 試験施工に基づき、不陸(凹凸) 調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、調査結果により表面被覆材の数量を変更する場合がある。

7) 側壁ウィープホール

表面被覆区間の側壁ウィープホールは既設利用とするが、事前に目視確認を行い、損傷または機能低下が確認された場合は、監督職員と協議の上、更新する。

8) 底版ウィープホール 底版ウィープホールは、既設と同位置一直線に設置するものとする。

#### (5) 断面修復工

1) 断面修復箇所・範囲の特定

下地処理後、断面修復工を施工する箇所と範囲を特定し、構造物の耐力に影響を与えないように、コンクリートのはつり方法を決定するものとする。

内部鉄筋が腐食している場合の断面修復の範囲は、断面修復箇所の端部のフェザーエッジを回避するため、劣化部の範囲より多少広く設定し、コンクリートカッターで切れ目(10~20mm 程度)を入れ、鉄筋背面まではつり取るものとする。

#### 2) 防錆処理工

露出した鉄筋は、ケレン棒やディスクサンダー等により錆を除去した後、鉄筋防錆材を塗布するものとする。

#### 3)修復工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布する ものとする。施工に際しては、温度管理を行い、必要に応じて寒中対策又は暑中対策を 行うものとする。

#### 4) 養生

断面修復後は、直射日光、強風、降雨や外気温の影響を避け、適切な手法及び期間の 養生を行うものとする。

#### (6) 目地補修工(充填工法)

原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。

既設目地及びバックアップ材を人力によりノミ等を用いてはつり取り、側壁に付着している異物を除去の上、表面を、ディスクグラインダー等を用いてケレンするものとする。

また、切削面は必要に応じてバーナー等により十分に乾燥させたのち、事前に監督職員 に承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑 に仕上げるものとする。

水路側壁外からの湧水が有る場合は、あらかじめ監督職員と協議のうえ止水処理又は導水処理を行うものとする。

#### 8. 水路補強工

#### (1) 準備工

- 1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績により変更するため、数量等を監督職員に報告するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理及び水替え等について 監督職員と協議するものとする。

また、施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

#### (2) 下地処理工

1) 高圧・超高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正に処分すること。

- 2) 標準洗浄圧は14.7MPa を想定している。
- (3) 鉄筋コンクリート大型フリューム水路
  - 1) 鉄筋コンクリート大型フリューム水路の施工に当たっては、事前に割付図を提出し監督職員の承諾を得るものとする。
  - 2) 鉄筋コンクリート大型フリューム水路の標準長さは、2.0m とする。
  - 3) 鉄筋コンクリート大型フリューム水路の据付に当たっては、製品に損傷を与えないように注意し、高さの調整はモルタル等で行うものとする。
  - 4) 既設構造部との取り合いにより、施工区間を変更する必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。
  - 5)次に示す区間については、リフト台車により据付しなければならない。

区		間
No. 82+8. 10	$\sim$	NO. 84+8. 20
No. 93+18. 10	$\sim$	NO. 94+18. 15
No. 98+4. 80	$\sim$	No. 98+14. 82
No. 102+12. 20	$\sim$	NO. 104+11. 05
No. 113+12. 05	$\sim$	No. 120+14. 51
No. 123+14. 86	$\sim$	NO. 124+4. 60
No. 125+4. 60	$\sim$	NO. 125+14. 65

6) 側壁ウィープホール

側壁ウィープホールは、既設と同位置一直線に設置するものとする。

7) 底版ウィープホール

底版ウィープホールは、既設と同位置一直線に設置するものとする。

#### 9. 付带工

(1) 転落防止柵

転落防止柵は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

(2) 安全ロープ等

安全ロープ、ステップは、図面に示す位置に施工するが、現地に合致しない場合は、監 督職員と協議しなければならない。

#### 10. 現場発生材

現場発生材の撤去に当たっては、受入地への搬入前に検量等を行い、現場発生材報告において重量を報告しなければならない。

なお、検量方法及び検量結果の確認方法については監督職員と協議により決定する。

#### 11. 仮設工

- (1) 借地の利用に当たっては、農地内に建設廃材等(砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、 ビニールシート等)が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。
- (2) 工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議の 上、枝払い等を行うものとする。

なお、枝払いした枝葉等は、産業廃棄物処分場へ搬出することとし、搬出及び処分費に ついて設計変更の対象とする。

## 第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

#### 2. 施工管理

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

- 1) 水路補修工の施工管理(出来形管理、撮影管理、品質管理)については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】令和5年3月」により実施するものとする。
  - ①出来形管理

直接測定による出来形管理は下表のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	
表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	規格値:側壁-0mm	施工延長概ね 50m ごとに1 箇所の割合で測定する。 50m 未満は2箇所測定する。1箇所につき左右側壁の2点を測定する。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
表面被覆工	外観	被覆面にむらがなく、流れ、 剥がれ、浮き、ひび割れ、硬 化不良等がないこと。	を目視確認する。50m 未満 は2箇所測定する。
(無機系)	面積	基準値:一 規格値:施工面積≥設計面積	全施工面積について、断面 が変化する毎に展開図又は その他の方法により測定 (求積)し、確認する。
	長さ	基準値:- 規格値:-0mm	施工延長概ね 100~200m ご とに1箇所測定する。
	長さ	基準値:- 規格値:-0mm	施工延長概ね 100~200m ご とに1箇所測定する。
断面修復工	幅	基準値:- 規格値:-0mm	施工延長概ね 100~200m ご とに1箇所測定する。
(左官工法)	厚さ	基準値:- 規格値:-0mm	施工延長概ね 100~200m ご とに1箇所測定する。
	面積	基準値:一 規格値:施工面積≦設計面積	全施工面積について、断面 が変化する毎に展開図又は その他の方法により測定 (求積)し、確認する。
7 P+ 3U #k	外観	表面被覆の施工に支障をきた す浮き、ひび割れ、硬化不良 等がなく、平滑であること。	施工延長概ね 50~100m ご とに1箇所の割合で調整面 を目視確認する。50m 未満 は2箇所測定する。
不陸調整	面積	基準値:一 規格値:施工面積≧設計面積	全施工面積について、各施工面積を展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
	延長	基準値:-0mm 規格値:-0mm	各補修箇所とする。
	切削幅	基準値:-0mm 規格値:-0mm	各補修箇所とする。 測定位置は右側壁中央付近 の計1箇所
	切削深さ	基準値:-0mm 規格値:-0mm	各補修箇所とする。 測定置は右側壁中央付近の 計1箇所
目地補修工 (充填工法)	充填量	基準値:設計値以上 規格値:設計値以上	充填総量を確認する。
	バックアッ プ材外観	バックアップ材が目地に対し て正しく設置されているこ と。	各補修箇所を目視確認する。
	外観	目地材が目地に対して正しく 充填されていること。 施工面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不 良がないこと。	各補修箇所を目視確認する。

## ②撮影管理

撮影記録による出来形管理は下表のとおりとする。

工 種		撮影基準	撮影箇所
下地処理		施工延長概ね 50~100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値(左右側壁及び底版)を撮影する。
表面被覆工 (無機系)		施工延長概ね 50~100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、使 用材料の配合・練り混ぜ 状況を撮影する。 右側壁において、被覆厚 さ、面積測定状況、付着 強度測定値を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かる もの(空缶、梱包材等)を 撮影する。
断面修復工 (左官工法)	断面修復工	施工延長概ね 50~100m に つき1箇所の割合で撮影す る。50m 未満は2箇所撮影 する。	施工前後の状況、施工状況、練り混ぜ、配合状況を撮影する。断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する(施工面積により適宜測点で管理する)
		全1回	材料の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する
	切削工	施工延長概ね 50~100m に つき1箇所の割合で撮影す る。50m 未満は2箇所撮影 する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ(右側壁)、 水路側壁外からの湧水がある場合は、湧水部の止水又は導水の状況を撮影する。
目地補修工 (充填工法)		施工延長概ね 50~100m に つき1箇所の割合で撮影す る。50m 未満は2箇所撮影 する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
		全1回	材料(プライマー、塗布 材、被覆材等)の総使用 量が分かるもの(空缶、梱 包材等)を撮影する。

## ③品質管理

品質管理は下表のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度	単軸引張試験	側壁:個々の値 が1.0N/mm2以上	下地処理後 500m2ごとに2箇所(左右側壁)、1箇所当たりの試験数 は3個
表面被覆工(無機	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm2以上	①試験体の作製:表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取②試験頻度:500m2ごとに1回③試験体:円柱試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
(無機系)	付着強度	単軸引張試験	側壁:付着強度 1.0N/mm2以上	表面被覆後 500m2ごとに2箇所(左右側壁)、1箇所当たりの試験数は3個
断面修復工	圧縮強度	JSCE-K561	21.0N/mm2以上	①試験体の作製:断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取②試験頻度:施工延長概ね50~100mごとに1回。

2) 鉄筋コンクリート大型フリューム水路の継ぎ目間隔の施工管理基準は、次によらなければならない。

## ①目地間隔(目地の開き)

	9 11 -1 1111 111 - 1 1 - 1 1 - 1							
		管理基準	規格値 (参考)	備考				
	直線部	施工目地	10~22mm	26mm	定尺物、調整物を対象とする。			
	曲線部	施工目地	10~26mm	31mm	役物を対象とする。			

- ※調整物とは、直線において施工延長の調整に用いる左右の側壁長が等しい製品をいい、 役物とは、カーブに用いる左右の側壁長が違う製品をいう。
- ②目地間隔の測定基準
  - ア) 測定は、製品間の全ての目地を対象に目地材の充填前とする。
  - イ) 測定位置については、別紙-4「目地測定箇所」によるものとする。
- ③管理方法

別紙-5「目地間隔測定一覧表」によるものとする。

④写真管理

ア) 撮影基準

施工目地について施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で撮影する。 なお、施工延長が50mに満たない場合は、2ヶ所の撮影とする。

イ) 撮影方法

撮影に当たっては目地の間隔、バックアップ材、目地の深さが読みとれるようにする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### (2)機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
  - 1)受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を 電子画像として同時に記録してもよいこととする。
  - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
  - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品

- 受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品す るものとする。

なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_Digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理 に要する費用に含まれる。

## 第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議の上、軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 既設水路等の構造が異なった場合
- (2) 地下埋設物(埋設文化財を含む)が出現した場合
- (3) 第三者及び関係機関との協議等により変更が生じた場合

- (4) 土質及び地質が異なった場合
- (5) 関連工事との調整が生じた場合
- (6) 湧水が生じた場合
- (7) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (8) 遠隔確認の試行を行う場合
- (9) 排水量が異なった場合
- (10) 工事に支障となる立木等の伐採の必要が生じた場合

## 第12章 その他

- 1. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について
- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 2. 契約後 VE 提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

- (2) VE提案の意義及び範囲
  - 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に 係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わ ないものとする。
  - 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
    - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
    - ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
    - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、 施工方法等の変更の提案
- (3) VE提案書の提出
  - 1)受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書様式 $6-1\sim4$ )に記載し、発注者に提出しなければならない。
    - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
    - ②VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
    - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
    - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
    - ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
    - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
  - 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を 受注者に求めることができる。
  - 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE提案の適否等

- 1)発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14 日以内に書面(共通仕様書 様式6-5)によりに通知するものとする。ただし、その 期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期 間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3)発注者は、VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請 負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。) を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8)発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合でも前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) VE提案書の使用

受注者のVE提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が 一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がそ の内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者がVE提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

#### 3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書1-1-39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2部

#### 4. 主任技術者等の専任期間

(1)請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の 設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手 続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明 確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、 検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完 成通知書」等における日付)とする。

### 5. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則 「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、 いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を 「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。ただし、原則として閉庁日を除く。

#### 6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員 (主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図 るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議 により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

#### (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会 社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変 更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催す るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し 定めるものとする。

#### (4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の 通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、 打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。
- 7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の 状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
  - 1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は 環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※1

※1補正係数:1.2

#### 8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰もが働きやすい現場環境 (トイレ・更衣室) の整備について、監督職員 と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1)(ア)  $\sim$  (カ)の設備・機能を満たすものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
  - 1)内容

受注者は、現場に以下の(ア)~(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを 原則とする。

ただし、(シ)~(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思 われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式 (洋風) 便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (才) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

#### 【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置 (機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
- 2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)~(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)~(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

#### 9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

<u>ものとする。</u>				
計上項目	実施する内容 (率計上分)			
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備			
	②緑化・花壇			
	③ライトアップ施設			
	④見学路及び椅子の設置			
	⑤昇降設備の充実			
	⑥環境負荷の低減			
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)			
	②労働宿舎の快適化			
	③デザインボックス (交通誘導警備員待機室)			
	④現場休憩所の快適化			
	⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等			
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)			
	②盗難防止対策(警報器等)			
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)			
	②完成予想図			
	③工法説明図			
	④工事工程表			
	⑤デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む)			
	⑥見学会等の開催(イベント等の実施含む)			
	⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	⑧パンフレット・工法説明ビデオ			
	9社会貢献			

#### 10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいこと が想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1)対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない 状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可 とする。
- 3)降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
  - 1)受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程 表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
  - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、 必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - 5)報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合に は、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

#### 1)補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に 2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上]		
労務費	1.02	1.02		
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04		
現場管理費(率分)	1.06	1.05		

## 2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算 に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補正係数
有	凸分	月単位
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1. 02
	撤去	1. 02
防護柵設置工 (ガードレール)	撤去	1. 02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	撤去	1. 02
構造物とりこわし工	機械	1.01
1世紀70 とりこ47 し上	人力	1. 02

#### 11. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

- 12. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について
  - (1)本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変 更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画 書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止 等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

- 13. 1日未満で完了する作業の積算
  - (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。
  - (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用 について、協議の発議を行うことができる。
  - (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算 基準は適用しない。
  - (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議 に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準 との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用 して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合に は、1日未満積算基準を適用しない。

#### 14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に 乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変 更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内 訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明で きる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出 し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の 対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明 書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引い た金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止 等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 15. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-6「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### 16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、 余裕期間を含まないことに留意すること。

- 17. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
  - (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
  - (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点評価する。ただし、工事 成績評定の合計は100点を超えないものとする。

「事業(務)所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】
□令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
□令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期
に渡って雇用した。
□令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に
渡って雇用した。

## 第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 土工				
(1)作業残土処理工				
土砂等運搬	現場~建設発生土受入地 (粘性土)	式	1	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m3	0. 3	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート殼	m3	0. 3	
ガードパイプ	撤去 土中建込 Gp-Cp-2E	m	51	
転落防止柵	撤去 コンクリート建込 支柱間隔1.5m ビーム式	m	54	
ゲート	撤去 φ350	門	1	
ステップ	撤去	m	0.8	
ガードレール	撤去 土中建込 C-4E	m	40	
現場発生材運搬		ton	2. 50	
3. 開渠工	補修工			
(1)現場打ち開渠工	増厚コンクリート			
コンクリート	増厚コンクリート 18N- 8-25 BB	m3	309	
型枠		式	1	
溶接金網	φ 6 ×150×150	m²	2, 069	
(2)現場打ち開渠工	摺付コンクリート			
コンクリート	摺付コンクリート 18N- 18-25 BB	m3	6. 1	
型枠		式	1	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m²	10	
溶接金網	φ 6 ×150×150	m²	34	
(3)現場打ち開渠工	嵩上げコンクリート			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
コンクリート	嵩上げコンクリート 21N-12-25 BB	m3	4. 5	
型枠		式	1	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m²	1	
(4)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7MPa	m²	5, 151	
(5)表面被覆工				
表面被覆工	t=5 mm	m²	2, 731	
(6)目地工				
収縮目地 (充填工)	側壁 目地補修 シリコーン系	m	1, 014	
伸縮目地(底版)	目地材取付 シリコーン 系	m	471	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m²	26	
(7)ウィープホール設置工				
ウィープホール	φ 50 底版	本	101	
4. 開渠工	補強工			
(1)現場打ち開渠工				
コンクリート	充填コンクリート 18N- 18-25 BB	m3	130	
(2)プレキャスト開渠工				
鉄筋コンクリート大型フリューム	H1200×B1700 (3種)	m	300. 7	
鉄筋コンクリート大型フリューム	H1200×B1700 (3種)	m	48. 8	
ウィープホール	φ50 側壁	本	186	
ウィープホール	φ50 底版	本	35	
(3)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7MPa	m²	1, 784	
(4)目地工				

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
収縮目地 (直線)	シリコーン系	m	472	
収縮目地 (曲線)	シリコーン系	m	242	
5. 分水工	4号分水工			
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m²	12	
(2)表面被覆工				
表面被覆工	t=5 mm	m²	6.8	
(3)増厚コンクリート				
溶接金網	φ 6 ×150×150	m²	4.8	
コンクリート	増厚コンクリート 18N-8- 25 BB	m3	0. 9	
(4)ゲート設置工				
ゲート	SUS 設置 φ 350	門	1	
6. 落差工	3号落差工			
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m²	124	
(2)表面被覆工				
表面被覆工	t=5 mm	m²	66	
(3)断面修復工				
コンクリートはつり	側壁 t≦3cm	m²	0. 3	
コンクリートはつり	側壁 3 < t≦ 6 cm	m²	1. 7	
コンクリート構造物取壊し	側壁 6 cm< t	m3	0. 5	
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート殼	m3	0.3	
断面修復工	$t \leqq 3 \; cm$	m²	0. 3	
断面修復工	$3 < t \le 6 \text{ cm}$	m²	1. 7	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
断面修復工	6 cm <t< td=""><td>m²</td><td>3. 2</td><td></td></t<>	m²	3. 2	
(4)目地工				
収縮目地(充填工)	側壁 目地補修 シリコーン系	m	8	
伸縮目地(底版)	目地材取付 シリコーン 系	m	5	
(5)増厚コンクリート				
溶接金網	φ 6 ×150×150	m²	60	
コンクリート	増厚コンクリート 18N-8- 25 BB	m3	8. 7	
(6)足場工	3号落差工			
手摺先行型枠組		式	1	
単管足場		式	1	
7. 落差工	4号落差工			
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m²	85	
(2)表面被覆工				
表面被覆工	t=5 mm	m²	45	
(3)断面修復工				
コンクリートはつり	側壁 t≦3cm	m²	0. 3	
コンクリートはつり	側壁 3 < t ≦ 6 cm	m²	1. 7	
コンクリート構造物取壊し	側壁 6 cm <t< td=""><td>m3</td><td>0. 1</td><td></td></t<>	m3	0. 1	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート殼	m3	0. 1	
断面修復工	$t \leqq 3cm$	m²	0. 3	
断面修復工	$3 < t \le 6 \text{ cm}$	m²	1. 7	
断面修復工	6 cm< t	m²	1.0	
(4)目地工				

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
収縮目地(充填工)	側壁 目地補修 シリコーン系	m	9	
伸縮目地(底版)	目地材取付 シリコーン 系	m	6	
(5)増厚コンクリート				
溶接金網	φ 6 ×150×150	m²	42	
コンクリート	増厚コンクリート 18N-8- 25 BB	m3	5. 9	
(6)足場工	4号落差工			
手摺先行型枠組		式	1	
単管足場		式	1	
8. 水路付帯工				
(1)付帯施設工	階段工			
床堀り	粘性土	式	1	
埋戻	粘性土	式	1	
コンクリート	防草コンクリート 18N-8- 25 BB	m3	0. 1	
コンクリート	基礎コンクリート 18N-8- 40 BB	m3	0. 5	
型枠		式	1	
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m²	20	
基礎砕石	RC-40 t=100mm	m²	1. 9	
階段ブロック		個	34	
(2)安全施設工	転落防止柵、ステップ、 安全ロープ			
床掘り	粘性土	式	1	
コンクリート	防草コンクリート 18N-8- 25 BB	m3	1. 3	
型枠		式	1	
ステップ		個	55	
横断・転落防止柵	ビーム式アンカーボルト固定	m	50	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
横断・転落防止柵	ビ゛ーム式 プレキャストコンクリートブ ロック建込	m	49	
溶接金網	φ 6 ×100×100	m²	8. 0	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m²	1	
安全ロープ	ロープ うき アンカー 取 付金具含む	箇所	4	
転落防止チェーン	支柱間隔1.0m	箇所	1	
転落防止チェーン	支柱間隔2.0m	箇所	1	
(3)付帯施設復旧工				
コンクリート	充填コンクリート 18N- 8-25 BB	m3	0. 1	
型枠		式	1	
側溝	1種 400B	本	1	
ガードレール	再設置 土中建込 Gr-C-4E 塗装	m	32	
鉄橋	撤去再設置 縦2300mm× 横400mm×厚70mm	枚	1	
9. 仮設工				
(1)仮設道路工				
安定シート	工事用道路 1 (測点No. 90付近)	m²	1,874	
安定シート	工事用道路 2 (測点 No. 122付近)	m²	675	
掘削	工事用道路 砂質土 土 取場採取	式	1	
掘削	工事用道路 砂質土 仮 設道路撤去	式	1	
路体(築堤)盛土・埋戻	工事用道路 1 (測点No. 90 付近) 砂質土	m3	230	
路体(築堤)盛土・埋戻	工事用道路 2 (測点 No. 122付近)砂質土	m3	220	
敷鉄板	工事用道路 1 (測点No. 90付近)	m²	660	
敷鉄板	工事用道路 2 (測点 No. 122付近)	m²	164	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	廃プラスチック	m3	7. 7	
土砂等運搬	現場~土取場(山砂)	式	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
土のう		m3	0.08	
(2)排水処理工				
排水ポンプ(仮設)	120~450m3/hr 常時排水	箇所	1	
大型土のう		袋	4	
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	廃プラスチック	m3	0. 1	
(3)電力設備工				
受電設備	低圧引込設備、分電盤設 備等	式	1	
(4)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	458	
(5)除雪工				
工事用道路除雪		m3	380	
構造物周辺除雪		m3	236	
10. その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(2)役務費				
共通仮設(積上げ)				
役務費				
電力基本料金		月	5	
(3)技術管理費				
共通仮設(積上げ)				
技術管理費				

# 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
品質管理試験	付着強度試験(下地処理 後)測定作業	箇所	8	
品質管理試験	付着強度試験(表面被覆 後)測定作業	箇所	8	
噴射圧力試験	測定 3圧力(14.7MPa、 30MPa、50MPa)	箇所	2	
目地施工管理		m	349	

## 工期通知書

令和○○年○○月○○日

(分任) 支出負担行為担当官 ○○ ○○ 様

> 住所 商号又は名称 氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	○○○□工事				
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇				
契約予定年月日	令和 年 月 日				
工事の始期	令和 年 月 日				
工期	工 事 の 始 期 から (○○○日間) 令和 年 月 日 まで				

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

### 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを 定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である 国(以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地(以下「仮設用地」という。)として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。 ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらか じめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営 農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に 返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水 施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

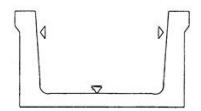
③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
  - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の 耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を 図ること。
  - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作 に支障となるものの混入がないようにすること。
  - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の 指示を受け又は協議して処理するものとする。

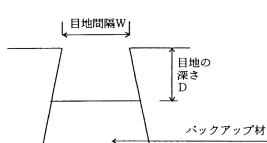
## 目地測定箇所

## 大型フリューム



## > : 測定箇所

- ① 側壁部は、大型フリューム水路の場合は天端から 10~15cm 程度の位置。
- ② 底版部は、大型フリューム水路の場合は製品底版の中央部。



継目間隔

施工目地

大型フ	IJ	7	_	$\Delta$

## 目 地 間 隔 測 定 一 覧 表

主 任	EA-FA EI	主 任
監督員	監督員	技術者

工 事 名		受泡	主会社	土名	
工 種 名		測	定	者	即
製品の規格		目地	材の	種別	

番号	測定月日	目地形態		目地間隔測知	定値(W)mm		目地材	バック	Astr mi
番号	7 DUALTH HEIDE	左岸	底版	右岸	平均	目地材 充 填 深さD	バック アップ材 寸 法	摘要	
	<u> </u>								

#### 記入事項

- 1. 「工種名」は、○○水路工、△△型水路工等を記入する。
- 2. 「製品の規格」は、製品の種別、寸法等を記入する。
- 3. 「目地材の種別」は、空目地、シリコーン系、ポリウレタン系を記入する。
- 4. 「番号」は、水路の上流から下流方向に目地箇所の一連番号を記入する。
- 5. 「目地形態」は、「施工目地」又は「伸縮目地」を記入する。
- 6. 「目地間隔測定値」は、目地の開きをミリ単位で整数値を記入する。なお、測定箇所は「別紙-4」のとおりとする。
- 7. 「右岸」「左岸」は、水路の上流から下流に向かっての方向を示す。
- 8. 「目地材充填深さ」は、次のとおりとする。
  - (1) ポリウレタン系は、施工目地、伸縮目地とも 20 mmとする。
  - (2) シリコーン系は,施工目地 10 mm,伸縮目地 13 mmとする。
     ただし,伸縮目地の場合で目地間隔Wが管理基準値の上限を超えた場合は,規格値の上限まで 15 mmとする。
- 9. 「バックアップ材寸法」は、「目地間隔測定値」、「目地材の充填する深さ」より挿入するバックアップ 材寸法を記入する。
- 10. 「摘要」は、目地間隔が管理基準値を超えた場合の処理方法、曲線半径、その他必要事項を記入する。

### 出来高部分払方式実施要領

#### 1 目的

部分払における出来高部分払方式(以下「本方式」という。)は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

#### 2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例(平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知)別表1(第3条関係)に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

### 3 設計 • 積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

#### 4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合:掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合:送付資料

#### (記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払 方式」を採用する。

#### ② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の内の文を記載するものとする。

### (記載例)

#### 第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### (2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の 請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。 なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区 切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について 部分払請求の上限回数=工期/90(端数は切捨てとする。)
- ③ 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約の工事請負契約書第42条 第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数=各会計年度の工期/90(端数は切捨て とする。)

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

#### 5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

- ※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請 負契約書第41条によるものとする。
- (2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

#### 工事請負契約書

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずる ことができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものと みなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項 の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上(ただし、工期270日以下の工事については、61日以上)経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前 払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以 内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し 引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請 負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲 内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項か ら第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
  - ※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の()内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

#### (保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさら に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更 後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、 保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注 者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (3) その他

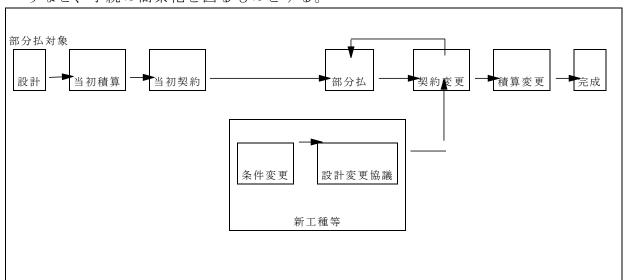
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1~4を参考として実施するものとする。

#### 6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成 (請負代金相当額の算出)

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の内の文を記載するものとする。

#### (記載例)

- (○) 一次下請業者への支払いについて
  - 一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の 手形で行うものとする。

#### 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

#### 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

#### 9 検査

#### (1) 検査職員

検査を行う職員(以下「検査職員」という。)の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査(既済部分、完成、中間技術)(以下「各検査」という。)の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

#### (2) 検査の実施

## ① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について(平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知)等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるもの については、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代 替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出 対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する ものとする。

## ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

### ③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。 なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が 図られる。

## 附則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前払金請求書

¥

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定 に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること 又は工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債 工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中 間年度の場合については、工期が61日以上経過)していることについて、発注 者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発 注者に提出すること。

- ※ 前払金請求書(全体請求書40%以内)は契約原本として保管。別紙2及び3 は、支払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。(2回作成する必要はない。)

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

## 前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

3	指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

## 前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

3	指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

契約担当官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

 出 来 高

 認 定 請 求 書

 工 事 期 間

- 2. 工事場所
- 3. 請負代金額 ¥
- 4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意)出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請 負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

認定通知書

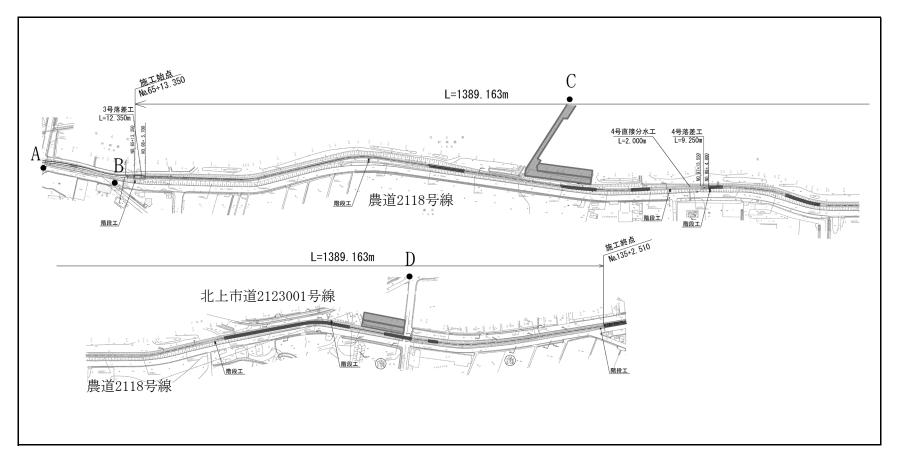
上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

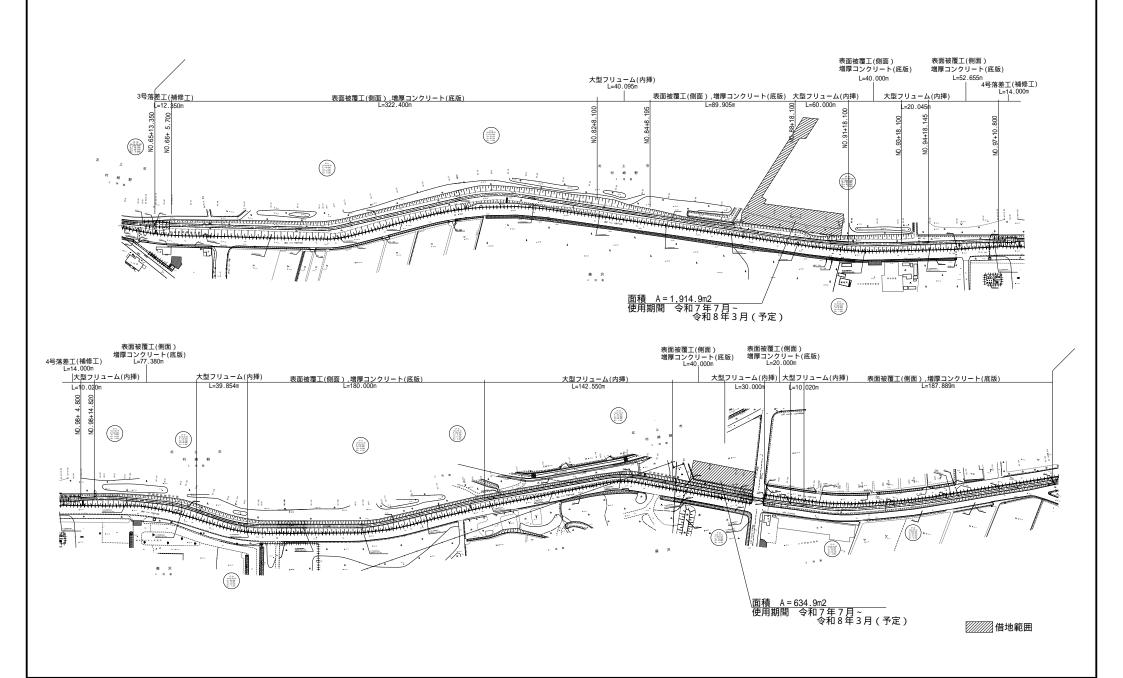
受注者 殿

## 交通誘導警備員 配置図 農道2118号線、北上市道2123001号線

別図-1



配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点(農道2118号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B
B地点(農道2118号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B
C地点(北上市道2123001号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B
D地点(北上市道2123001号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B



# 令和7年度 和賀中央農業水利事業 村崎野幹線用水路(その3)工事 図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2-1/5	平面縦断図(1/5)	1	
2-2/5	平面縦断図 (2/5)	1	
2-3/5	平面縦断図 (3/5)	1	
2-4/5	平面縦断図 (4/5)	1	
2-5/5	平面縦断図 (5/5)	1	
3	開水路補修工標準断面図	1	
4	開水路補強工標準断面図	1	
5	3号落差工 補修工展開図	1	
6	4号落差工 補修工展開図	1	
7-1/3	安全施設配置図(1/3)	1	
7-2/3	安全施設配置図(2/3)	1	
7-3/3	安全施設配置図(3/3)	1	
8-1/2	安全施設標準図(1/2)	1	
8-2/2	安全施設標準図(2/2)	1	
9	4号直接分水工 補修工展開図	1	
10-1/3	撤去復旧図(1/3)	1	
10-2/3	撤去復旧図 (2/3)	1	
10-3/3	撤去復旧図 (3/3)	1	
11-1/3	仮設計画図(1/3)	1	
11-2/3	仮設計画図 (2/3)	1	
11-3/3	仮設計画図(3/3)	1	
合計		22	